

定例記者会見

令和8年4月1日（水） 13時30分

学校医

福岡市医師会 常任理事 石崎 義人



1. 学校医とは

○学校保健安全法 より抜粋

第23条 学校には、学校医を置くものとする。

4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。

5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

2. 学校医の役割

○学校保健安全法施行規則 より抜粋

1. 学校保健・安全計画の立案に関与
2. 環境衛生の維持・改善のため、学校薬剤師と連携し指導助言
3. 保健指導への関与

校長、教職員、学校医、保護者等で構成する「学校保健委員会」

4. 疾病の予防処置
5. 感染症・食中毒の予防と対策への助言・処置

インフルエンザ流行期の学級閉鎖・学年閉鎖について、主に電話で学校医と相談

6. 定期健康診断の実施

- 学校健診
- 就学时健康診断

7. 児童生徒等への健康相談
8. 校長の求めによる救急処置
9. 教育委員会や設置者の要請による健康診断
10. その他必要に応じた保健管理の指導

3. 学校保健を取り巻く諸課題（1）

○児童生徒を取り巻く諸課題の多様化

（時代の変化に伴い生じる現代的健康課題の一例）

- ・肥満と痩せ
- ・メンタルヘルスの悪化（不登校や自殺）
- ・アレルギー疾患の増加
- ・性に関する問題
- ・スマホ依存
- ・薬物乱用（オーバードーズ）

生活様式や食文化の変化や多様化、情報化・SNSによる影響、家庭・地域環境の変化などその時々々の社会情勢や社会問題が反映されうる。

3. 学校保健を取り巻く諸課題（2）

○学校医を取り巻く諸課題

- ・非専門医による、側弯検査や運動器検診（骨・関節・筋肉等の機能や成長状態を調べる健康診断）、発達障害や精神疾患への対応
- ・児童生徒のプライバシー等に配慮した着衣による健診実施における見落としなどのリスク
- ・医師の高齢化等による学校医の不足や、これに伴う出務回数や負担の偏り
- ・学校保健安全法施行規則上、健康診断は6月30日までにを行うことが規定されており、スケジュール面の問題

学校健診を実施するうえで様々な課題がありますが、学校と学校医との間で健診日程や実施方法など十分に協議を重ね、期間内に全ての児童生徒の健康診断を終了しています。

4. 学校健康診断実施上の留意点

令和6年9月 日本医師会・文部科学省

学校健康診断実施上の留意点

 **学校医 / 教育委員会・学校共通**

学校における健康診断の目的と役割

学校生活の円滑な実施と児童生徒等の健康の保持増進を図るために実施されるものであり、その役割は大きく2つある。

- 家庭における健康観察を踏まえて、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて疾病をスクリーニングの上、健康状態を把握すること
- 学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てること

学校健康診断における項目（学校保健安全法施行規則第6条）

1～10の項目について、学校の設置者及び学校の責任で、その実施の目的を周知する。

1 身長及び体重	2 栄養状態
3 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態	4 視力及び聴力
5 眼の疾病及び異常の有無	6 耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無
7 歯及び口腔の疾病及び異常の有無	8 結核の有無
9 心臓の疾病及び異常の有無	10 尿
11 その他の疾病及び異常の有無	

《項目の追加》
上記1～10以外に「11.その他の疾病及び異常の有無」の検査として検査項目を追加する場合は、健康診断の趣旨や目的に沿って学校の設置者及び学校の責任で、その実施の目的等と、義務付けではないことを明示し、保護者等に周知した上で、理解と同意を得て実施する必要がある。

(参照) 児童生徒等の健康診断マニュアル 平成27年度改訂 (日本学校保健会)
<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/187>



学校医

- 学校健康診断を行うに当たっては、その意義・目的を理解するとともに、学校の意向を十分考慮したものとすること
- 診察方法や児童生徒等のプライバシー・心情への配慮について事前に学校と確認すること
- かかりつけ医の診察と学校医の健康診断の違いを理解すること（学校健康診断では、学校医は普段診ていない子供を学校の中でスクリーニングする）
- 法令に定めのない検査の項目を追加する場合には、その実施の目的、検査方法等について事前に学校と十分打合せを行うこと
- 健康診断結果に基づき学校が行う事後措置について医療面から指導すること

教育委員会・学校

- 学校保健計画・健康診断実施計画の作成に当たって、学校医、検査機関等と以下の項目について共通理解を図りながら進めること
・健康診断の判断基準や留意事項 ・事後措置の進め方 ・未受診者への対応 等
- 検査・診察の内容や方法、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した対応などについて、学校の責任において、事前に児童生徒等及び保護者の理解を得ること
その際、正確な検査・診察の重要性についても説明を行うこと
(出典)「児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について（通知）」
(令和6年1月22日 5初健食第13号)



- 特に配慮が必要な児童生徒等については、検査・診察の時間や場所を工夫するなど、個別の対応を行うようにすること
- 当日の欠席や長期欠席など、個別の事情により健康診断を受けられなかった場合の対応について検討し、保護者に事前に周知すること
- 健康診断結果に基づき、疾病の予防処置、治療の指示、運動及び作業の軽減等の適切な事後措置をとること

令和6年9月 日本医師会・文部科学省



5. 学校健康診断実施上の留意点 ～ 目的・役割 ～

学校健康診断実施上の留意点

 **学校医 / 教育委員会・学校共通**

学校における健康診断の目的と役割
学校生活の円滑な実施と児童生徒等の健康の保持増進を図るために実施されるものであり、その役割は大きく2つある。

- 家庭における健康観察を踏まえて、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて疾病をスクリーニングの上、健康状態を把握すること
- 学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てること

学校健康診断における項目（学校保健安全法施行規則第6条）

1～10の項目について、学校の設置者及び学校の責任で、その実施の目的を周知する

1 身長及び体重	2 栄養状態
3 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態	4 視力及び聴力
5 眼の疾病及び異常の有無	6 耳鼻咽喉疾患及び皮膚疾患の有無
7 歯及び口腔の疾病及び異常の有無	8 結核の有無
9 心臓の疾病及び異常の有無	10 尿
11 その他の疾病及び異常の有無	

《項目の追加》
上記1～10以外に「11.その他の疾病及び異常の有無」の検査として検査項目を追加する場合は、健康診断の趣旨や目的に沿って学校の設置者及び学校の責任で、その実施の目的等と、義務付けではないことを明示し、保護者等に周知した上で、理解と同意を得て実施する必要がある。

(参照) 児童生徒等の健康診断マニュアル 平成27年度改訂 (日本学校保健会)
<https://www.gskkohoken.jp/books/archives/187>



学校における健康診断

- 目的** ○学校生活の円滑な実施と児童生徒等の健康の保持増進を図るため実施
- 役割** ○家庭における健康観察を踏まえて学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて疾病をスクリーニングの上、健康状態を把握
- 学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てる

学校の設置者及び学校の責任で実施目的を周知

- 1 身長及び体重
- 2 栄養状態
- 3 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態
- 4 視力及び聴力
- 5 眼の疾病及び異常の有無
- 6 耳鼻咽喉疾患及び皮膚疾患の有無
- 7 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- 8 結核の有無
- 9 心臓の疾病及び異常の有無
- 10 尿

「11.その他の疾病及び異常の有無」として検査を追加する場合、健康診断の趣旨や目的に沿って、学校の設置者及び学校の責任で、実施の目的等と義務付けではないことを明示、保護者等に周知した上で理解と同意を得て実施する必要有

6. 学校健康診断実施上の留意点 ～ 学校医・教育委員会・学校 ～

学校医

- 学校健康診断を行うに当たっては、その意義・目的を理解するとともに、学校の意向を十分考慮したものとすること
- 診察方法や児童生徒等のプライバシー・心情への配慮について事前に学校と確認すること
- かかりつけ医の診療と学校医の健康診断の違いを理解すること（学校健康診断では、学校医は普段診ていない子供を学校の中でスクリーニングする）
- 法令に定めのない検査の項目を追加する場合には、その実施の目的、検査方法等について事前に学校と十分打合せを行うこと
- 健康診断結果に基づき学校が行う事後措置について医療面から指導すること

教育委員会・学校

- 学校保健計画・健康診断実施計画の作成に当たって、学校医、検査機関等と以下の項目について共通理解を図りながら進めること
・健康診断の判断基準や留意事項 ・事後措置の進め方 ・未受診者への対応 等
- 検査・診察の内容や方法、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した対応などについて、学校の責任において、事前に児童生徒等及び保護者の理解を得ること
その際、正確な検査・診察の重要性についても説明を行うこと
（出典）「児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について（通知）」
（令和6年1月22日 5初健査第13号）
- 特に配慮が必要な児童生徒等については、検査・診察の時間や場所を工夫するなど、個別の対応を行うようにすること
- 当日の欠席や長期欠席など、個別の事情により健康診断を受けられなかった場合の対応について検討し、保護者に事前に周知すること
- 健康診断結果に基づき、疾病の予防処置、治療の指示、運動及び作業の軽減等の適切な事後措置をとること

令和6年9月 日本医師会・文部科学省

学校医

- 学校健康診断を実施に当たり、意義・目的の理解、学校の意向を十分考慮
- 診察方法や児童生徒等のプライバシー・心情への配慮について事前に学校と確認
- かかりつけ医の診療と学校医の健康診断の違いを理解
- 検査項目を追加する場合は実施の目的・検査方法等、事前に学校と十分打合せを行う
- 健康診断結果に基づき学校が行う事後措置について医療面から指導

教育委員会・学校

- 学校保健計画・健康診断実施計画作成に当たり、学校医、検査機関等と以下項目について共通理解を図りながら進める
- 検査・診察の内容や方法、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した対応などについて、学校の責任において、事前に児童生徒等及び保護者の理解を得る
正確な検査・診察の重要性についても説明を行う
- 特に配慮が必要な児童生徒等については、検査・診察の時間や場所を工夫するなど、個別の対応を行うようにする
- 当日の欠席や長期欠席など、個別の事情により健康診断を受けられなかった場合の対応について検討し、保護者に事前に周知
- 健康診断結果に基づき、疾病の予防処置、治療の指示、運動及び作業の軽減等の適切な事後措置をとる

7. 福岡市医師会の取組み（1）

○福岡市立学校の学校医推薦

学校	学校数
小学校	153校
中学校	72校
高等学校	4校
特別支援学校	10校

福岡市医師会では、各区医師会・専門医会（福岡市医師会眼科部会、福岡地区耳鼻咽喉科専門医会）に協力いただき、上記の学校の校医推薦を行っています。

令和8年度協力校医数（**本会会員延べ803名**）

内科校医（内科・小児科の医師）	延べ267名
眼科校医	延べ267名
耳鼻咽喉科校医	延べ267名
外科校医（一部の特別支援学校のみ）	2名

○福岡市教育委員会との協力体制

本会では福岡市教育委員会との意見交換を定期的に開催しています。

- ・ 児童生徒の健康に関する福岡市教育委員会と福岡市医師会との協議会
- ・ 福岡市養護教諭研究会役員との懇談会

○学校医連絡会

毎年度1回、学校保健活動に関する現状報告や様々な情報提供を行うことにより、学校保健活動が円滑に実施されるよう学校医に向けた研修会を本会主催で開催しています。



XY		学校保健5
令和7年度学校医連絡会		
<日本医師会生涯教育課程1.5単位> 及び生涯学習コード「1」 学校と学習		
<small>本会では、学校保健活動に関する現状報告や様々な情報提供を行うことにより、学校保健活動が円滑に実施されるよう学校医に向けた研修会を本会主催で開催しています。</small>		
日時	3月30日（月）19時	
場所	福岡市医師会館3階講堂	
講演	1. 学校健診実績報告 福岡市医師会常任理事 石崎 義人 2. 教育委員会からの連絡事項 ～健康診断等に関するお願い～ 福岡市教育委員会教育支援部健康教育課 3. 保育所・幼稚園から小学校への就学段階 における支援 -クレーゾーンも含めて 現状と対応を考える- 福岡大学人文学部 教授 徳永 豊 先生	
申込締切	3月27日（金）	

7. 福岡市医師会の取組み（2）

○学校心臓検診

対 象：福岡市立福岡市立の小中学校・高等学校・特別支援学校の児童生徒

内 容：①一次検診

巡回形式での12誘導心電図検査、心臓病調査票によるアンケート調査

②二次検診・精密検査

一次検診で異常が認められた児童生徒を対象に、本会会員医療機関や指定病院において実施

○学校腎臓・糖尿検診

対 象：福岡市立福岡市立の小中学校・高等学校・特別支援学校の児童生徒

内 容：①一次検尿・二次検尿

福岡市医師会臨床検査センターを含む市内4か所の検査機関で実施

②三次検尿・精密検査

一次・二次の検尿で三次検尿の対象となった児童生徒を対象に、福岡市医師会臨床検査センターで実施

7. 福岡市医師会の取組み（3）

○生徒指導のための精神保健相談業務

学校における児童生徒の精神保健に関する諸問題について、学校からの個別相談に対応する「児童生徒の心のケアに関する相談会」を年2回実施している。
また、福岡市こども総合相談センター「えがお館」で実施している心療相談への精神科医の派遣、学校からの依頼に応じて教職員向け研修会等への講師派遣も実施している。

○小児生活習慣病予防健診

平成27年度より、福岡市教育委員会の協力のもと、心疾患を引き起こす要因となる小児の「肥満」や「やせ」といった小児生活習慣病に関する早期介入を目的として実施。

対 象：福岡市立小学校の4年生で、心臓病調査票にて本会に身長体重のデータ提供を承諾した者

内 容：学校健診において測定された児童の身長・体重を基に肥満度を算出し、肥満度区分に応じて、保護者への文書による注意喚起、受診勧奨を実施。

8. お願い

学校健診の円滑な実施に
皆様のご理解ご協力の程
宜しくお願いいたします

